

静岡県告示第306号

建築基準法第6条第1項第4号の規定による区域の指定（平成22年静岡県告示第323号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

「(3) 伊豆市土肥地区（平成16年3月31日における行政区画による土肥町の区域をいう。）のうち、図面表示の区域」及び「(4) 伊豆市天城湯ヶ島地区（平成16年3月31日における行政区画による天城湯ヶ島町の地区をいう。）のうち大字吉奈棚場山548の9及び548の10並びに大字湯ヶ島字桐山892の2の区域を除く区域」を削り、「(5)」を「(3)」に、「(1)から(5)までの区域」を「(1)から(3)までの区域」に改め、「(3)及び(4)の区域 静岡県沼津土木事務所建築住宅課及び伊豆市土地対策課」を削り、「(5)の区域」を「(3)の区域」に、「浜松市建築住宅部建築行政課」を「浜松市都市整備部建築行政課」に、「浜松市建築住宅部北部建築事務所」を「浜松市都市整備部北部都市整備事務所」に改める。

附 則

この告示は、令和3年3月30日から施行する。